

基本コード：

令和 年 月 日

登米市長あて

令和 年度 市民税・県民税（家屋敷課税）申告書

登米市内に事務所・事業所・家屋敷を有しているので、登米市税条例第36条の2第9項の規定により、下記のとおり申告します。

住民登録のある住所	〒		
1月1日現在の住所	〒 (住民登録のある住所と同じ場合は必要ありません)		
フリガナ		生年月日	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
氏名		連絡先 ☎	TEL
事務所・事業所 家屋敷の所在地	登米市	事務所・事業所 の名称	
●事務所・事業所、家屋敷の状況（令和 年1月1日現在）			
該当する区分の回答欄（はい、いいえ）へ✓を記入してください。		はい	いいえ
事務所・ 事業所	①自身が事業を営む事務所または事業所である		
	②法人・団体が事業を営む事務所または事業所である		
	③個人事業者が設けた独立した倉庫、車庫、資材置き場である		
家屋敷	④自身や家族が使用できる別荘・別宅である		
	⑤自分は居住していないが自分以外の家族が居住している		
	⑥他人を居住させるための貸家・アパートである		
	⑦老朽化等により居住できる状態ではない		
●上記の質問以外に特殊な事情等がある場合は記載してください。			
●事務所・事業所を所有している方で事業を廃業し、税務署へ廃業届を提出した場合は届出日と提出先の税務署名を記載してください。			
廃業を届出た日	年 月 日	経営移譲の有無	有・無
提出先の税務署名	県	税務署	

※記載内容を確認するために現地調査や必要書類の提出を依頼する場合があります。

🏠家屋敷課税とは？

登米市内に住民登録はないが事務所・事業所または家屋敷がある場合、その財産のために「道路・水道・消防・衛生」など様々な住民サービスを受けていると考えられることから、住民登録がなくとも一定の要件を満たす方に住民税の均等割税額のみ負担いただく制度です。

一定の要件とは？

以下の条件すべてに当てはまる人が対象となります。

- ① 1月1日現在、登米市に住民登録がない人
- ② 登米市内に事務所・事業所または、自分（または家族）が住むことを目的とした常に居住することができる状態の住宅を持っている人

※このほかに住民登録のある市町村から住民税が課税されている人も条件となりますが、所得額や課税の有無については、6月中旬以降に当市から居住先の市町村へ調査を行います。

家屋敷の条件

以下の条件をもとに家屋敷課税に該当するか判断します。

- ・常に居住可能な状態であり、自己の所有であるかは問わない
- ・自己所有の条件であっても、他人に貸し付ける目的で所有している住宅又は現に他人が居住しているものは課税の対象とならない

※貸し付ける目的で所有している住宅とは、例えば、貸家、アパートのことであり、有償・無償かは問いません。

事務所・事業所の条件

事務所または事業所とは、自己の所有かどうかは関係なく、事業等を行うのに必要な人的及び物的設備であり、そこで継続して事業が行われる場所のことです。

申告書の提出期限について

家屋敷課税の条件に該当する方は、この申告書を毎年3月15日までに税務課まで提出していただくようお願いいたします。

お問い合わせ
登米市総務部税務課

〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

電話番号：0220-22-2163

FAX番号：0220-22-0239